

第 6211 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月 5日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 法人税の計算方法

**Q** : 法人税は概略、どのように計算するのですか？

**A** : 次のように計算します。

### 【解説】

法人税は、株主総会等で承認された決算書の利益(又は損失)に税務調整を加えた課税所得に法人税率を乗じ、そこから控除される税額を差し引いて求めます。

税務調整には、会社の決算で経理処理を要する決算調整と、申告書を作成するときに加算・減算の処理をする申告調整とがあります。

#### ① 決算調整する具体的な項目

- ・減価償却費の計上
- ・特別償却(中小企業者が機械等を取得した場合等)の償却費の計上
- ・貸倒引当金等の引当金の繰入れ

#### ② 申告調整する具体的な項目

- ・交際費や寄付金の損金算入限度額を超える部分の損金不算入(加算)
- ・損金の額に算入した法人税や住民税の損金不算入(加算)
- ・受取配当等の益金不算入(減算)
- ・繰越欠損金の損金算入(減算)

なお、税額から控除される項目には、所得税額又は外国税額の控除、雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除などがあります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】